

内部通報・相談規則について

内部通報・相談規則は、当社グループ各社における内部通報・相談制度の設置、運営、通報・相談の受付、調査、是正措置、通報者等の保護に関する一般共通ルールを定めた規則です。企業活動に伴う法令違反、社内規程違反、または企業倫理上問題となる行為について、社員が安心して通報・相談できる仕組みを整備し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見、自浄作用の向上、ならびに社会的信頼と企業価値の維持向上を図ることを目的としています。

適用範囲と制度整備の考え方

本規則は、当社グループ各社における内部通報・相談制度の基本的な枠組みとして位置づけています。当社グループが管理する組織において内部通報・相談窓口を整備し、現地法令や各社の実情に応じて必要な細則を定めることを求めています。現地法令と本規則の内容が抵触する場合には、現地法令を優先しつつ、本規則の趣旨をできる限り反映した運用を行うことを規定しています。

窓口体制、責任者および担当者

コンプライアンス違反またはその疑いに関する通報・相談を受け付ける内部通報・相談窓口を設置し、担当部門、責任者、受付担当者、調査担当者等の役割が明確に定義されています。窓口の責任者は、制度の適切な整備・運営に必要な体制を確保し、社員が利用しやすい環境を整えなくてはなりません。また、通報窓口については、社内に設置された窓口の他に独立した第三者が運営する外部窓口を設けることにより、通報者が組織内の利害関係や報復を懸念することなく利用できる体制を確保しています。調査担当者には、調査に必要な権限が付与され、中立・公正な立場で事実関係を確認することが求められます。通報・相談処理に関与する者は、必要な知識・技能の向上に努めるとともに、通報者を特定させる情報を正当な理由なく漏えいすることはありません。

利用者と通報・相談対象

内部通報・相談制度の利用者は、当社グループで業務に従事する役員、従業員その他の社員を広く含みます。利用者は、匿名で通報することができ、コンプライアンス違反に該当するか判断に迷う場合や、窓口の利用方法に関する相談も行うことができます。また当社ホームページには外部のステークホルダーからの通報・相談が可能な窓口を設置しています。通報・相談の対象は、法令・社内規程・行動規範等の違反その他の不正行為を含む、コンプライアンスに関するあらゆる問題です。

報告、情報共有および制度の周知

内部通報・相談窓口の運用については、通報・相談の処理の仕組み、及びコンプライアンスの重要性について、社員に対して、定期的に情報発信し周知徹底するとともに、内部通報制度の適切な活用を促すことを規定しています。

受付から調査結果の通知までのプロセス

通報・相談の受領から通知までのプロセスは以下のとおり規定されています。

- ① 受付：通報・相談を受け付ける際には通報者・相談者の秘密が十分に守られるよう配慮する。
- ② 受領通知：通報・相談が為された場合、通報者・相談者に対し速やかに通知を受領した旨を通知する。
- ③ 内容の検討：通報・相談を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正・公平・誠実に検討し、通報者・相談者に対し速やかに今後の対応について通知する。
- ④ 調査：
 - ④-1 通報・相談された事項に関する事実関係の調査は、内部通報・相談窓口の責任者があらかじめ任命した調査担当者が行う。ただし、調査する内容に応じ、内部通報・相談窓口の責任者が調査に必要と判断した者を加えることができる。
 - ④-2 調査担当者は、通報・相談された事項に関する事実関係の調査は、中立性・公正性を確保し実施しなければならない。
 - ④-3 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者・相談者の秘密を守るため通報者・相談者が特定されないよう努めなければならない。
 - ④-4 調査担当者は、通報・相談された事項に関する調査内容、事実関係、対応状況について記録し、整理、保管する。また、記録の管理は厳重に行い関係者以外の閲覧は不可とする。
 - ④-5 内部通報・相談窓口の運用を所管する部署は、通報・相談に係る業務を外部機関に委託する場合においても、その中立性・公正性の確保に努めなければならない。
- ⑤ 進捗状況の通知：調査中に通報者・相談者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努めなければならない。ただし、進捗状況の通知に際し、被通報者・相談者（コンプライアンス違反行為を行い、または行う恐れがあると通報・相談された者をいう）や調査に協力した者の信用を損なわないように、名誉を毀損しないように、及びプライバシーを守ることには注意を払わなければならない。
- ⑥ 調査結果の通知：調査者担当者の調査の結果を、通報者・相談者に対して通知しなければならない。

是正措置、社内処分および是正結果の通知

調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、速やかに是正措置および再発防止措置を講じることを規定しています。また、違反行為に関与した者については、規程に従い処分の対象となります。是正措置の結果については、通報者・相談者や調査協力者の信用、名誉、プライバシーに配慮しつつ、通報者・相談者に概要を通知します。

フォローアップと再発防止

調査結果に対する措置の実施後、同様の事案が発生していないかどうか確認を行い、必要な措置を講じます。また、通報・相談処理終了後も、通報者・相談者に対して、通報・相談を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせがなされていないかどうか確認を行い、必要に応じ措置を行います。

本規則では、通報者・相談者および調査協力者に対する不利益取扱いおよび報復を明確に禁止して

います。万一、不利益扱いの事実を確認した場合、その不利益扱いを直ちに中止させるとともに、不利益取扱いを受けた通報者・相談者を救済する措置を講じること、また、通報・相談したことを理由として通報者・相談者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じることを規定しています。更に通報者・相談者に不利益取扱いを行った者は、規程に従い懲戒処分の対象となります。

横河電機株式会社
企業倫理本部